

犯罪です。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の飼養及び管理に関する法律

第4条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を施し、又はそのおそれのある行為をせよとみだりに、強要し、又は強要をせよと、強要し、その結果及び安全を確保することが困難な場所に拘束し、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより害を及ぼすこと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は衰弱したものの適切な保護を行わないこと、飼養・保管の施設、設備又は設備の整備等の関係が放棄された施設であつて自己の管理するものに於いて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

五條警察署 0747-23-0110

吉野保健所 0747-64-8131

動物の遺棄・虐待は

